

健長第2071号
令和4年8月10日

各高齢者福祉施設管理者 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
臨時特別協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年6月1日から令和4年8月31日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、新型コロナウイルス感染症のBA.5系統への置き換え等により新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このことから、医療提供体制を堅持するため、県民や事業者の皆様へ「日頃の備え」や医療機関の受診等に関する「適切な手段の選択」などへの臨時特別な御協力をお願いすることとし、現在の協力要請に重ねて別紙のとおり要請します。

つきましては、貴施設の職員の皆様へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

福祉保健部健康長寿推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
e-mail : chouju@pref.yamanashi.lg.jp
・介護サービス振興担当
TEL : 055 (223) 1455
・介護基盤整備担当
TEL : 055 (223) 1451

医療提供体制を堅持するための臨時特別協力要請について

県内において、新型コロナウイルス感染症の BA.5 系統への置き換わり等により、新規感染者が急激に拡大しており、このまま推移すると入院病床の不足など医療提供体制のひっ迫が懸念される大変厳しい事態となっています。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和4年8月31日までの間、臨時特別協力要請を発出しますので、御協力をお願いします。

令和4年8月10日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 山梨県民の皆様へ

必要とする人に必要な医療を届け、県民の皆様の命を守るため、限られた医療資源を高齢者や基礎疾患を有する方（以下「重症化リスクの高い方」）に集中的に投入することが必要です。

このような観点から、重症化リスクの高い方は早期に受診していただく一方で、重症化リスクの低い方は、手薄となっている夜間休日の診療や救急外来・救急車等の利用を避けるなど、医療資源に負荷をかけないための行動への御協力をお願いします。

(1) コロナに対する「あらかじめの備え」

① ワクチン接種

- ・感染による重症化などを防ぐため、速やかな接種を推奨します。

② 市販薬や食料等の備蓄

- ・感染した場合に備え、あらかじめ、市販の解熱剤や咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び最低3日分程度の食料をご自宅に準備しておいてください。

③ 事前検査

- ・発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる県内在住の方は、県が行う無料検査事業を活用してください。
- ・お盆や夏休み等の帰省時において、重症化リスクの高い方と会う際は、事前に検査をし、陰性の確認をお願いします。

(2) 症状に応じた「適切な手段の選択」

① 医療機関への受診

- ・38度程度の発熱や咳、喉の痛みといった軽症の方で重症化リスクのない方は、平日、日中に医療機関での相談、受診をお願いします。

- ・症状が重い場合や重症化リスクの高い方などは、平日、日中に限らず、早めにかかりつけ医や近隣の医療機関へ相談、受診をしてください。

② 夜間や休日の対応

- ・夜間や休日は、軽症の方の救急外来受診によって重症化リスクの高い方の診療が困難になるため、検査や薬のためにあわてて医療機関の受診は行わず、まずは24時間対応の「受診・相談センター」に相談してください。
- ・受診・相談センターでは、夜間や休日も解熱剤等を販売している薬局の紹介も行っていきますので御活用ください。
- ・あらかじめかかりつけ医の指示がある場合には、その指示に従ってください。

「山梨県新型コロナウイルス感染症 受診・相談センター」

○甲府市の方：055-237-8952 ○甲府市以外の方：055-223-8896

③ 救急外来及び救急車の適切な利用

- ・顔色が明らかに悪い、意識がおかしい（意識がない）、日常生活で少し動いただけで息苦しい、肩で息をしている、などの症状がある場合は、救急車を呼ぶことをためらわないでください。
- ・それ以外の症状で、救急外来及び救急車の利用の判断に迷う場合は、119番通報をする前に上記「受診・相談センター」に御相談ください。
- ・重症者の搬送に影響が出ているため、発熱や咳などの症状のみで救急車を利用することはお控えください。

④ 「健康フォローアップセンター」の活用

- ・コロナ感染の疑いがある方が速やかに検査を受け健康観察ができるよう、有症状者・濃厚接触者の20～40代の希望者への抗原定性検査キットの配布、陽性者の登録、健康観察等を行う「健康フォローアップセンター」を設置（令和4年8月下旬予定）しますので、御活用ください。

2 事業者の皆様へ

（1）高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等におけるクラスターの防止

- ① 市町村と連携し、高齢者施設・障害者施設における巡回接種チームの活用等による4回目ワクチン接種を促進してください。
- ② 県が新設した助成制度を活用し、エアロゾル感染対策のための効果的な換気対策に必要な機器を早期に導入してください。
- ③ 施設職員等から感染が拡がる事例も確認されていることから、引き続き、ワクチンを3回以上接種済みの場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施するとともに、施設職員等の健康管理の徹底をお願いします。

(2) 医療負荷軽減への協力

感染者・濃厚接触者になった従業員等に対し、休暇取得や勤務再開に当たって証明書（医療機関・保健所等による退院、宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査、抗原定性検査などによる陰性証明等）の提出を求めないでください。

以上